

# 昭和二十七年日本ユネスコ国内委員会規則第二号

## 日本ユネスコ国内委員会運営規則

ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第十九条の規定に基づき、日本ユネスコ国内委員会運営規則を次のように定め、昭和二十七年九月十七日から適用する。

### 第一章 総則

#### （趣旨）

**第一条** 日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）の会議の手續及び議決権の委任並びに小委員会の運営に関しては、この規則の定めるところによる。

### 第二章 国内委員会の会議

#### （通常の会議）

**第二条** 国内委員会の会議（以下この章において「会議」という。）は、臨時に招集するものを除いては、毎年一月及び七月に招集する。但し、会長は、必要と認めるときは、他の時期に招集することができる。

#### （臨時の会議）

**第三条** 臨時の会議は、運営小委員会又は過半数の委員の請求があつたとき、その他会長が必要と認める場合に招集する。

#### （招集の通知）

**第四条** 会長は、第二条の規定による会議を招集するときは、その会議を開催する日の三十日前までに、前条の規定による臨時の会議を招集するときは、その会議を開催する日の七日前までに、それぞれ委員にその旨を通知するものとする。

#### （議事日程案）

**第五条** 会長は、運営小委員会の作成に係る議事日程案をあらかじめ、委員に通知するものとする。

#### （関係者からの意見の聴取）

**第六条** 会長は、委員又は運営小委員会の申出により、必要と認めるときは、政府職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見をきくことができる。

#### （議長）

**第七条** 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

#### （会議の公開）

**第八条** 会議は、公開とする。但し、必要があるときは、議長は会議の議決を経て非公開とすることができる。

#### （議案の提出）

**第九条** 議案を提出しようとする者は、文書による案を作成し、あらかじめこれを運営小委員会に届け出なければならない。

### (発言)

**第十条** 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

### (動議の提出)

**第十一条** 会議において動議を提出しようとする者は、文書又は口頭で議長に申し出なければならない。

2 動議は、出席議員のうち五名以上の賛成がなければ議題とすることができない。

### (議決の方法)

**第十二条** 議決は、挙手又は無記名投票によって行う。但し、議決により、記名投票によって行うことができる。

### (議事録)

**第十三条** 事務総長は、会議の議事録を作成し、速かにこれを委員に送付しなければならない。

2 前項の議事録には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開催年月日及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員の氏名
- 四 議題
- 五 審議経過の要領及び議決事項

3 会議に出席した委員は、議事録の送付を受けた場合において必要と認めるときは、送付を受けた日から一週間以内に、当該議事録について修正を申し出ることができる。

4 議事録は、前項の規定による委員の申出があつた場合には、会長がこれを決定するものとし、委員から別段の申出がなかつた場合には、送付の日から二週間を経過した日に確定する。

### (決議の公表)

**第十四条** 事務総長は、会議において議決された事項を、適当な方法により公表するものとする。

## 第三章 議決事項及び議決権の委任

### (国内委員会の議決事項)

**第十五条** 国内委員会の所掌事務及び権限のうち、左に掲げる事項については、国内委員会の議決を経なければならない。

- 一 [ユネスコ活動に関する法律](#)（昭和二十七年法律第二百七号。以下「法」という。）第六条第一項各号に掲げる事項
- 二 わが国におけるユネスコ活動の基本方針の策定に関する事項
- 三 法第九条第一項の規定による国内委員会の委員の推薦に関する事項
- 四 その他法、これに基く政令及びこの規則の規定並びに国内委員会の議決により国内委員会の議決を必要とされた事項

### (議決権の委任)